

議 案 第 6 9 号

特別職の職員の給与及び費用弁償の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

特別職の職員の給与及び費用弁償の支給に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成29年2月22日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

市内小中学校における空調設備整備が完了するとともに、松戸市立小中学校空調設備整備PFI事業者選定委員会条例が失効することに伴い、当該委員会の委員報酬に係る規定を削除するため。

特別職の職員の給与及び費用弁償の支給に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員の給与及び費用弁償の支給に関する条例（昭和31年松戸市条例第15号）の一部を次のように改正する。

別表2松戸市立小中学校空調設備整備PFI事業者選定委員会委員の項を削る。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。